

ImPACT 関係規程の改定（案） 新旧対照表

(1) 革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領（平成 26 年 2 月 27 日 革新的研究開発推進会議決定）

（下線部が改定部分）

改定案	現行
<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>1. PM の公募について</p> <p>(1) PM 応募者の要件</p> <p>③国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に雇用され、PM 業務に専任できること。(略)</p>	<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>1. PM の公募について</p> <p>(1) PM 応募者の要件</p> <p>③科学技術振興機構（以下「機構」という。）に雇用され、PM 業務に専任できること。(略)</p>
<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>3. PM による研究開発プログラムの実施管理について</p> <p>(3) 研究開発プログラムの実施管理</p> <p>①実施管理の方法</p> <p>機構は、PM の方針に基づき、研究開発機関との間で契約を締結する。この際、PM の方針に基づき研究開発計画を柔軟に見直すことができるような契約内容とする。</p> <p>PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約または共同研究契約により行う。</p>	<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>3. PM による研究開発プログラムの実施管理について</p> <p>(3) 研究開発プログラムの実施管理</p> <p>①実施管理の方法</p> <p>機構は、PM の方針に基づき、研究開発機関との間で契約を締結する。この際、PM の方針に基づき研究開発計画を柔軟に見直すことができるような契約内容とする。</p> <p>PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。</p>
<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>4. PM に対する進捗管理について</p> <p>①PM からの報告</p> <p>ImPACT の着実な推進を図るため、有識者会議は、全ての PM から進捗状況について、概ね半年毎に報告を受ける。</p>	<p>I. PM の選定等の方針</p> <p>4. PM に対する進捗管理について</p> <p>①PM からの報告</p> <p>ImPACT の着実な推進を図るため、有識者会議は、全ての PM から進捗状況について、概ね半年毎に報告を受ける。<u>また、有識者会議は、PM の進捗管理を効果的に実施するため、PM 毎に、有識者会議構成員の中から担当構成員を複数名指定する。担当構成員は、担当する PM から進捗状況について適宜報告を受ける。</u></p>

②PM への助言・協力

有識者会議は、PM から進捗状況報告があった場合又は助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

(略)

④PM の解任

有識者会議は、次のような場合、審議・検討を行い、PM の解任を推進会議に提案することができる。推進会議は、有識者会議からの提案を基に、PM の解任について審議・検討を行った結果を、総合科学技術・イノベーション会議に報告する。

(i) 有識者会議が求める改善が行われない場合。

(略)

⑤レビュー会の開催について

有識者会議における上記①～④の進捗管理に資するため、有識者会議の下に以下の項目を実施するレビュー会を置くことができる。

レビュー会の構成は有識者議員の他、必要に応じ外部有識者を入れることができる。

- ・ PM から進捗状況のヒアリング
- ・ PM への助言・協力
- ・ PM への改善要求にかかる検討
- ・ PM の解任にかかる検討

②PM への助言・協力

有識者会議及び担当構成員は、PM から進捗状況報告があった場合又は助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

(略)

④PM の解任

有識者会議は、次のような場合、審議・検討を行い、PM の解任を推進会議に提案することができる。推進会議は、有識者会議からの提案を基に、PM の解任について審議・検討を行った結果を、総合科学技術・イノベーション会議に報告する。

(i) 有識者会議が求める改善が行われない場合。(有識者会議の担当構成員が求める改善が行われず、PM の解任が妥当であると担当構成員が判断する場合、担当構成員は PM の解任を有識者会議に提案することができる。)

(略)

<p>II. 知的財産権の取扱い</p> <p>2. 具体的運用方法</p> <p>(6) その他</p> <p>③参加研究開発機関以外の者が関与する場合の知的財産権の取扱いについては、知財運用会議（仮称）において定める。</p>	<p>II. 知的財産権の取扱い</p> <p>2. 具体的運用方法</p> <p>(6) その他</p> <p>③参加研究開発機関以外の者が関与する場合（再委託を含む）の知的財産権の取扱いについては、知財運用会議（仮称）において定める。</p>
<p>III. 利益相反の取扱い</p> <p>1. 基本的な方針</p> <p>PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するという ImPACT の趣旨から、PM と参加研究開発機関の利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識の結集を妨げることは適切でない。このため、PM と PM に関係する機関との間の利益相反については、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断するものとする。</p>	<p>III. 利益相反の取扱い</p> <p>1. 基本的な方針</p> <p>PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するという ImPACT の趣旨から、PM と参加研究開発機関の利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識の結集を妨げることは適切でない。このため、PM と PM に関連する機関との間の利益相反については、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断するものとする。</p>
<p>III. 利益相反の取扱い</p> <p>3. 運用方針</p> <p>(1) 推進会議による承認</p> <p>PM に関係する機関を研究開発機関として選定し、あるいは PM に関係する機関の研究開発資金の配分を増額しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。</p>	<p>III. 利益相反の取扱い</p> <p>3. 運用方針</p> <p>(1) 研究開発機関の選定及び資金の配分</p> <p>PM に関係する機関を研究開発機関として選定し、あるいは研究開発資金の配分を変更しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。</p>

(2) 革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（平成 26 年 3 月 17 日 革新的研究開発推進会議決定）

（下線部が改定部分）

改定案	現行
<p>「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）2.（4）に基づき、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）の研究開発等に必要な経費として<u>国立研究開発法人科学技術振興機構</u>（以下「機構」という。）に設立される革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。</p>	<p>「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）2.（4）に基づき、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）の研究開発等に必要な経費として<u>独立行政法人科学技術振興機構</u>（以下「機構」という。）に設立される革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。</p>
<p>○支出の対象等 <研究費> （略） ・管理経費は、研究費のうち直接経費の 10%以内の額を配分する。 <u>ただし、平成 28 年度以降に新規に採用決定された PM が研究開発機関を選定し、機構が当該研究開発機関と委託研究契約等を締結する場合は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 26 年 5 月 29 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。</u></p>	<p>○支出の対象等 <研究費> （略） ・管理経費は、研究費のうち直接経費の 10%以内の額とする。</p>

<p>○研究費の執行 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関は、PM と合意した研究計画に基づき、研究開発の一部を他の研究開発機関に委託契約等により行わせる（再委託）ことができる。<u>再委託にあたっては事前に機構と協議し、機構は特に必要性があることを確認した上で再委託を認めるものとする。</u> 	<p>○研究費の執行 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関は、PM と合意した研究計画に基づき、研究費の一部を他の研究開発機関に委託契約等により行わせる（再委託）ことができる。<u>再委託費の取扱は、研究費の取扱に準ずるものとする。</u>
<p>○実施状況報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関は、各年度終了後<u>2</u>ヶ月以内に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を機構に提出するものとする（ただし、研究開発が年度途中で終了した場合は、その時点から<u>2</u>ヶ月以内に実施状況報告書を機構に提出するものとする）。機構は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、研究費の執行状況を確認する。 	<p>○実施状況報告書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発機関は、各年度終了後<u>1</u>ヶ月以内に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を機構に提出するものとする（ただし、研究開発が年度途中で終了した場合は、その時点から<u>1</u>ヶ月以内に実施状況報告書を機構に提出するものとする）。機構は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、研究費の執行状況を確認する。